

平成 20 年（ワ）第 1978、2900、4164、5102 号

平成 21 年（ワ）第 1152 号、2728 号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号 1 番ないし 110 番

被告 国

## 意見陳述書

2010 年（平成 22 年）1 月 26 日

福岡地方裁判所第 2 民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 永 修

### 1 はじめに

この度、国から、原告らのカルテの文書提出命令が申し立てられました。私からは、この文書提出命令の申し立てが如何に不当なものであるのか、意見を述べさせて頂きたいと思います。

### 2 このような証拠漁りは許されない

まず、今回の申立ての最大の問題点は、提出の対象となるカルテの範囲が全く限定されていないことです。

国は、治療の時期や、治療の対象となった傷病名すら限定することなく、知りうる限りの医療機関に対して、一切のカルテの提出を求めています。

人は誰でも、ある程度の年齢になれば、様々な健康上の問題を抱えます。原告らも、一つの医療機関において B 型肝炎の治療だけを受けているわけではありません。原告らのカルテには、このような本件と無関係な傷病歴や治療歴なども記載されていることとなります。

このような、ありとあらゆる傷病歴などが本件訴訟と関連するはずがないことは、国においても異論ないはずです。

とすれば、今回の申立てのように、治療対象となった傷病名すらも問わ

ない一切のカルテの提出命令を申立てることに理由がないことは、既に明らかなのです。

また、原告らは、本件訴訟の審理のために必要な資料については、カルテに綴られた資料の中で最も客観性の担保された検査結果や、これに対する医師の診断を記載した医療照会書を提出しています。

被告である国は、原告らの立証事項については、原告らが提出した証拠に対して反論すれば足りるはずです。

では、なぜ国は、一切のカルテの提出に拘るのでしょうか。

理由は一つしかありません。

国の目的は、原告らのカルテを漁って、ありとあらゆる「他原因」を主張して、因果関係を争うことにあります。

しかしながら、かかる因果関係の論争は、平成 18 年の最高裁判決によって既に決着済みです。原告らのカルテに基づいて、国がいくら原告らの傷病歴や家族歴など一般的・抽象的な感染経路を主張したとしても、因果関係を否定しうる「他原因」とはなりえないのです。

例えば、カルテの中に、原告らのきょうだい B 型肝炎のキャリアであるとの記載があり、仮にそれが事実としても、原告らがそのきょうだいから感染したことを示す具体的事実を国が立証しない限り、因果関係は否定されません。

また、そもそも、そのようなカルテの記載のみでは、国は、原告らのきょうだい B 型肝炎のキャリアであるといった前提事実すら立証できないでしょう。同じことは、カルテに記載された傷病歴や治療歴などの単なる問診結果についても言えることです。

結局、国が、原告らのカルテを漁ったとしても、せいぜい次の証拠漁りへの端緒を与えるに過ぎないのです。

最高裁で確定済みの因果関係の論争を蒸し返すために、原告らの極めてセンシティブな診療情報を漁るような立証行為は、到底許されるものではありません。

問題は、これだけではありません。

原告らの中には、長い人では数十年にも及ぶ治療経過がある方もおられます。

そのような膨大な期間のカルテが、全て裁判所に提出されることになる

のですから、その翻訳や分析のためだけでも、相当の時間を要することになります。

しかも国からは、カルテの記載を手がかりに、ありとあらゆる一般的・抽象的「他原因」が、膨大な量の医学文献とともに主張されます。

このような事態となれば、審理はたちまち大混乱に陥り、大いに遅延することは必至です。

このように、国の申立ては、本件訴訟と関連性を欠いた不当なものといわざるを得ません。

### 3 本申立ては民事訴訟法第 220 条第 4 号の要件を満たさない

国は、民事訴訟法第 220 条第 4 号の除外事由との関係で、原告らは、自分から B 型肝炎キャリアであることを主張して本件訴訟に参加しているのだから、カルテを開示されない利益を放棄しているかのごとく主張しています。

しかしながら、家族にも職場にも打ち明けられず、匿名で本件訴訟に参加している原告らが、いつ、過去一切のカルテを開示されない利益まで放棄したというのでしょうか。なぜ、カルテに記載された家族らの傷病歴を開示されない利益まで放棄できるのでしょうか。

このような乱暴な論理で、原告らのプライバシーを剥奪することなど許されるはずがありません。

### 4 カルテの取調べは文書提出命令の申立てによってする必要がない

以上述べたような問題点は、御庁におかれても十分にご理解いただけているものだと思います。

国から申立てられた文書送付嘱託を採用する際、敢えて、提出すべきカルテの範囲については当事者間で協議することが前提であるとの留保を付されたのは、そのためだと思います。

原告らは、御庁の訴訟指揮に従い、直ちに国に協議を申し入れ、協力可能な範囲についても具体案を提示しました。

ところが国は、このような原告らからの真摯な申し入れに対して、御庁の訴訟指揮にも反して、一切の協議を拒絶しました。

このように、カルテの取調べができないのは、国がその機会を放棄して

いるからなのであり、敢えて文書提出命令を申立てる必要などないのです。

## 5 最後に

予防接種以外に医療行為を受けたことがない者など、およそ存在しません。

国は、原告らのカルテを入手して、全ての原告について、ありとあらゆる「他原因」を主張して、その救済を先延ばししようとするはずです。

そのような先延ばしを許せば、重篤な状態にある原告らは救済を受ける前に命を落としてしまいます。様々な事情から本件訴訟に参加できなかった多くの被害者らも同じように命を落としていくでしょう。

しかし、これこそが国の狙いなのではないのでしょうか。

このカルテ問題は、国のこのような被害者救済の先延ばしを裁判所が許すかどうか、全国各地で提起されている同種訴訟を早期解決に導けるのかを占ううえで極めて重要な試金石となります。

御庁が、加害者であることも忘れたかのような国の対応に与することなく、最高裁判決に従って早期の和解を実現し、被害者らを全面救済に導いていただけることを心より切望します。

以上